令和８年（フ）第１３９号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓1702番地２
債務者　藤内　優次
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田建太郎
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１５９０号
大阪市住吉区苅田７－６－２　第２ユニオンハイツ206、住民票上の住所大阪市住吉区苅田７丁目４番２－1103号
債務者　櫻井　祥司
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朴　　理恵
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２４６号
大阪市城東区関目４丁目11番32―1102号
債務者　大橋　　貴
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　至堂
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３０６号
大阪府茨木市星見町17番31号　ニュー星見ハイツ　306号
債務者　森脇　我久
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　口元　一平
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４７２号
大阪府豊中市上新田２丁目22番20―1106号
債務者　鳴神　　滋
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊豆　浩幸
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７４８８号
東京都世田谷区桜３丁目29―８―205
債務者　金子　令子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５１５号
東京都世田谷区喜多見３丁目９―13　サウスコーポＢ101
債務者　近藤　仁文
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５１８号
東京都大田区東糀谷４丁目３―16―503
債務者　堀越　　亮
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５２１号
東京都江戸川区松本２丁目27―13　マリーフローラＥ
債務者　橋浦　望美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５２４号
東京都台東区橋場２丁目22―３―101
債務者　野澤　道男
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５５９号
東京都大田区西馬込１丁目18―１―234
債務者　古川みゆき
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５６１号
東京都荒川区西尾久８丁目８－２－602　都営西尾久八丁目第２アパート
債務者　渡辺　誠司
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５６２号
東京都渋谷区代々木５丁目20―26―201
債務者　中條　仁美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５６３号
東京都葛飾区亀有１丁目10―２―108
債務者　伊藤　恭子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５６５号
東京都葛飾区西新小岩４丁目39―30
債務者　鈴木　俊一
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５７５号
東京都江戸川区松島１丁目42―８　介護付有料老人ホーム　花珠の家えどがわ
債務者　佐藤　圭子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部